

審議会等の会議結果報告書

【担当課】総務課

会 議 の 名 称	茅野市公の施設指定管理者選定審査会		
開 催 日 時	令和8年8月18日（火） 午後5時～午後6時45分		
開 催 場 所	茅野市役所議会棟大会議室		
出 席 者	【審査会】金子好成会長、久保吉人副会長、吉田美保委員、小泉弘人委員、柿澤圭一委員 【事務局】森井総務部長、矢島総務課長、朝倉行政係長、井出行政係主査、清水行政係主任 【施設所管課】丸茂健康福祉部長、立石社会福祉課長、矢島高齢福祉係長、丸山高齢福祉係主査 両角産業経済部長、小林商工課長、平澤工業・産業振興係長、野沢工業・産業振興係主査		
欠 席 者	伊藤孝委員、山崎さおり委員		
公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開	傍 聴 者 の 数	0 人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
事務局	【開会前】 審査会委員の委嘱 本日はご多忙の中、この茅野市公の施設指定管理者選定審査会にご出席をいただき、ありがとうございます。ここで、審査会の委員に交替がございましたので、審査会を開会する前のお時間をお借りしまして、副市長から新たな委員さんに委嘱書の交付をさせていただきます。吉田委員は席でお立ちいただき、委嘱書をお受けください。 副市長、よろしくお願いします。		
事務局	【副市長から吉田委員に委嘱書を交付】 なお、伊藤委員さん、山崎委員さんが、所用のため本日欠席という連絡を受けましたので、報告いたします。 それでは、金子会長さん、開会をお願いいたします。		
会長	1 開会 それでは、ただいまから、茅野市公の施設指定管理者選定審査会を開会いたしますので、よろしくお願いいたします。		
会長	2 理事者挨拶 まずは、柿澤副市長からご挨拶をいただきます。		
副市長	お忙しい中、皆様にご出席いただき、ありがとうございます。 従来から、市の公の施設に対しては管理委託というような形で、民間業者が入ることがありました。ですが、平成10年代に、より民間の力を活かすために、地方自治法の改正があり、この指定管理者制度がスタートしま		

	した。当時、官から民へという大きな流れがあるなかで、より公の施設の管理運営の権限を民間に与えていく制度からスタートし、26 年以上が経ちます。 茅野市もそうですが、全国各地の公共施設が昭和 50 年代に、非常に多く建てられ、今その公共施設が老朽化してきています。この公共施設の今後の管理が大きな課題になっています。行財政審議会でも公共施設の整理が課題になっています。 今日は、3 件の指定管理者の審査をお願いするわけです。例えば、温泉施設は本来、市が直営でやるものなのか、あるいは、指定管理者を通して行うべきなのか、また、民間でも良いのではないかという議論も行財政改革のなかで出ています。従来は5年間で、民間が持つ管理運営の力を発揮いただいていましたが、公共施設の再編という待ったなしの課題から、温泉施設については、今回は3年間の管理期間を設定させていただきます。その間に、民間譲渡ということも含めて、市からこの公共施設、温泉を手放すのか、また、老朽化してきて温泉施設そのものを廃止するなど指定管理によらない考えも出てくるかもしれません。 従来にない形でもありますので、委員さんからはご意見をいただき、今回審査をお願いすることになりますが、どうかよろしくお願いいたします。
会長	3 審議会等の会議の公開について それでは、次第の「3 審議会等の会議の公開について」を事務局から説明をお願いします。
事務局	平成 22 年 4 月 1 日から、茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱において、市で設置する審議会等の会議及び会議録を、一般に公開していくことが決まりました。 審議会等の会議は、原則として公開しますが、法令等により公開できない場合、非公開情報等を審議する場合、公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合等、審議会等を非公開とする基準に該当する場合には、非公開とすることができます。
会長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日の会議は、指定管理者を公募する場合の募集要項の審査になります。この審議状況を公開することで、当該事務または事業の公正かつ円滑な実施に、著しい支障を生ずるおそれがあると考えられます。したがって「4 審査事項」での案件審査は、非公開ということではないでしょうか。 （「異議なし」との声あり。）
会長	それでは、本日の会議は非公開とします。 「4 審査事項」に入る前に、事務局から説明がありますのでお願いします。
事務局	それでは、案件に入る前に、事務局から説明させていただきます。 「茅野市公の施設指定管理者選定審査会」について改めて説明させていただきます。 「公の施設」とは、地方自治法において、「普通地方公共団体は、住民の福

	祉を増進する目的を持ってその利用に供するための」と規定されています。例えば、茅野市民館、温泉施設などが該当してきます。 「指定管理者制度」とは、自治体の指定を受けた指定管理者が、自治体に代わって公の施設の維持管理を行うことを言います。 本日開催の審査会は、「茅野市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」に定めた市長の諮問機関でありまして、指定管理を行う候補者を選定するには、この審査会の意見を聴かなければなりません。具体的には、公募をする前に募集要項の審査、公募をした後は、応募した候補者の中から一者を選定していただくことなどです。 今申し上げた、指定管理者を公募により選定するまでの流れにつきましては、お手元の「指定管理者を公募した場合の選定方法等のフローチャート」のとおりでございます。このうち、公募をする際は募集要項を作成し、その要項を審査会にお諮りするため、本日みなさまにお集まりいただいております。 今後のスケジュールとしましては、この審査会で承認をいただいた募集要項により公募を実施いたします。応募提出された書類は庁内の選考委員会において審査をしまして、その結果を付してこの審査会を再度開催させていただき、そこで候補者の選定についてご審議いただき、最終的に選定した指定管理候補者について議会に議案を提出する流れとなります。 本日の審査会では、令和9年3月31日をもって指定管理期間が終了となる、審議事項に掲げましたそれぞれの公の施設につきまして、次期指定管理者を指定するための公募に係る募集要項等をご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	それではただいまの説明に対して、ご意見等ありましたらお願いいたします。 (意見等は出されなかった。)
会長	4 審査事項 それでは「4 審査事項」に入りたいと思います。 まず、「(1) 茅野市温泉施設の指定管理者募集要項について」を担当課(社会福祉課)から説明願います。説明の後に、質問やご意見をお受けしたいと思います。では、お願いします。
会長	【非公開情報に該当するため、会議録も非公開とします。】 それでは、「茅野市温泉施設の指定管理者募集要項」について了承するということよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり。)
会長	それでは、了承したということで決定いたします。

	続きまして、「(2) 茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯の指定管理者募集要項について」を、担当課（社会福祉課）から説明願います。 【非公開情報に該当するため、会議録も非公開とします。】
会長	それでは、「茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯の指定管理者募集要項」について、了承するということによろしいでしょうか。 （「異議なし」との声あり。） それでは、了承したということで決定いたします。
会長	次に、「(3) 茅野市コワーキングスペースの指定管理者募集要項について」に入りたいと思います。担当課が入れ替わりますので少々お待ちください。 ～担当課入れ替わり～
会長	それでは、担当課（商工課）から説明をお願いします。 【非公開情報に該当するため、会議録も非公開とします。】
会長	それでは、「茅野市コワーキングスペースの指定管理者募集要項」について了承するということによろしいでしょうか。 （「異議なし」との声あり。）
会長	それでは、了承したということで決定いたします。 以上で、予定された案件が終了しました。この結果は、審議会として市長に報告をいたしますので、ご承知おきください。
会長	5 その他 次第の5「その他」ということで何かありますか。事務局からは、何かございますか。
事務局	本日、要項の審査をいただいた各施設の候補者の選定につきましては、11月上旬に予定したいと考えていますので、委員の皆様には、日程調整をお願いしたいと思います。その後、本年12月議会に議案を提出する予定となっております。また、市では今、行財政改革を進めています。その議論の中で、指定管理者の選定が必要になった場合には、改めて審議会の開催をお願いする可能性もありますので、その際はよろしくお願いします。
会長	それでは、以上で、予定された案件が終了しましたので、本日の審査会は、閉会とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。